

子どもの権利

平成22年7月1日から 子どもの権利に関する条例 を施行します

5月号では、条例の目的と概要についてお知らせしました。
今月号では、条例の「子どもにとっての大切な権利」(第4条～第8条)と「子どもの権利を保障する大人の責務」(第9条～第13条)の内容についてお知らせします。

子どもにとって大切な権利(第4条)

- (1)子どもが健やかに育つために、特に大切なものとして「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」の4つの子どもの権利が保障されなければなりません。
- (2)子どもは、その年齢および発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚するとともに、自分の権利が尊重されることと同様に他の者の権利を尊重しなければなりません。

子どもに権利を認めることは、子どもの権利のらん用(わがままなど)を助長するものではありません。

仮に権利のらん用が生じたときは、子どもの最善の利益の観点から、適切な指導や助言等を行うという大人の役割が求められます。

「児童の権利に関する条約※」では、4つの子どもの権利を規定していますが、子どもを対象とした意識調査の結果と中学生との意見交換会で多く出された意見を踏まえ、条例は、4つの権利の保障を規定しています。

安心して生きる権利(第5条)

子どもが毎日の生活を送るうえで最も基本となる権利です。

- (1)命が守られ、安全な環境のもとで暮らせること。
- (2)かけがえのない存在として、愛情および理解をもって育まれること。
- (3)健康に配慮されるとともに、適切な医療が受けられること。
- (4)あらゆる虐待、暴力および犯罪から守られること。
- (5)あらゆる差別および不当な扱いを受けないこと。

自分らしく生きる権利(第6条)

一人ひとりが個人として尊重されることは、自分が自分であることを大切に生きていくために必要な権利です。

- (1)かけがえのない自分を大切にすること。
- (2)個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (3)自分の考えを持ち、表現することができること。
- (4)プライバシーおよび名誉が守られること。

豊かに育つ権利(第7条)

成長に必要な様々な経験をしたり、必要な情報を得ることは、豊かに育つために必要な権利です。

- (1)学び、遊び、休息することにより、のびのびと育つこと。
- (2)様々な自然、文化、芸術、スポーツ等に触れ親しむこと。
- (3)成長に必要な情報の提供が受けられること。
- (4)年齢および発達に応じて、適切な支援、助言等が受けられること。

主体的に参加する権利(第8条)

自分に関わることに主体的に参加し、意見を表明することは、子どもが社会性を持ち自立していくために必要な権利です。

- (1)自分の意見を表明する機会が与えられること。
- (2)表明した意見が、年齢および発達に応じて、その真意をくまれ、適切な配慮がなされること。
- (3)参加に必要な情報の提供、その他必要な支援が受けられること。
- (4)仲間をつくり、仲間と集い、社会に参加すること。

※児童の権利に関する条約

子どもを保護の対象としただけではなく、権利行使の主体と位置づけ、主に4つの子どもの権利(生きる権利・守られる権利・育つ権利・参加する権利)を挙げています。

18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年11月20日に国連総会で採択され、日本では、平成6年4月22日に批准(条約に同意すること)しました。

◆定義(第2条)

この条例の用語の意義は次のとおりです。

【子ども】

町民をはじめとする町に
関係のある18歳未満の人。
その他、これらの人と等しく
権利を認められることが
適当である人。

【保護者】

親や児童福祉法に定める
里親、その他親に代わり子
どもを養育する人。

【育ち・学ぶ施設】

児童福祉法に定める児童
福祉施設、学校教育法に定
める学校、その他、子どもが
育ち、学ぶために通学し、通
園し、通所し、または入所す
る施設。

【地域住民等】

地域の住民や団体など。

【事業者】

町内に事務所や事業所を
有し、事業活動を行う個人、
法人その他の団体。

◆リーフレットを配付し ます

今回、掲載した内容と条
例の全文などを掲載した
「幕別町子どもの権利に関
する条例」のリーフレット
を、今月号と一緒にお届け
しますので、ご一読くださ
い。

◆問い合わせ先

こども課児童福祉係
(保健福祉センター内・
【幕】☎54-3811)

子どもの権利を保障する大人の責務(第3条)

保護者、育ち・学ぶ施設の設置者、管理者および職員、地域住民等、事業者ならびに町は、子どもにとって最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めるとともに、互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

条例は、次の5つに分けて大人の責務や役割を規定しています。

保護者の責務(第9条)

- (1)子どもの養育と発達に関して、最も大切な役割を担っています。子どもの年齢や発達に応じて、適切な指導、助言等の支援を行わなければなりません。
- (2)子どもの言葉や表情などから、子どもの気持ちを受け止め、それに応えていくとともに子どもと十分に話し合わなければなりません。
- (3)子どもに対して、虐待や体罰を行ってははいけません。

育ち・学ぶ施設の役割(第10条)

- (1)子どもの年齢および発達に応じ、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう、必要な支援に努めなければなりません。
- (2)虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、関係機関と連携しながら、その防止、相談、救済および回復に努めなければなりません。
- (3)職員に対し、研修の機会を提供するなど、必要な支援に努めなければなりません。

地域住民等の役割(第11条)

- (1)子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちの支援に努めなければなりません。
- (2)あらゆる虐待、暴力および犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。
- (3)子どもの年齢および発達に応じ、地域の活動に子どもが主体的に参画できるよう努めなければなりません。

事業者の役割(第12条)

- (1)子どもの社会的自立に向けた就労支援、キャリア教育などに配慮するよう努めなければなりません。
- (2)仕事と子育てが両立できるよう、職場の環境づくりや子育て支援の取組みへの従業員の協力等に努めなければなりません。

町の責務(第13条)

- (1)子どもに関する施策を実施します。
- (2)保護者および育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民等、事業者が、互いに協力し、それぞれの責務等を果たすことができるよう、必要な支援に努めます。
- (3)子どもに関する施策を実施するために、必要な財政上の処置を行います。